

当文教厚生委員会に付託された案件については、本日、午前9時50分から、委員会室において、委員全員出席のもと慎重審査しましたので、その経過と結果をご報告申し上げます。

議案第1号については、補足説明の後、質疑に入り、主な質疑として、

低所得者の子育て世帯に対するこども加算について、本来は子ども育成課が所管する内容かと思うが、生活援護課が所管する理由は何か。とに対し、

この度の給付金については、対象が低所得世帯であり、世帯への給付情報を把握している生活援護課が一括して所管するほうが、合理的に実施できると考えるためです。とのこと。

システム改修費について、令和5年度12月補正予算で計上された住民税非課税世帯に対する給付に係るシステム改修費と比較し、予算金額が抑えられた要因は何か。とに対し、

予算金額については、国から示された事務費と、過去の実績に基づき算出した結果、前回のシステム改修費よりも抑えられたものです。とのことでした。

その後、討論を省略し、採決した結果、委員全員をもって、原案のとおり、可と認めることに決定しました。

以上、ご報告申し上げます。